



2024年11月8日

各位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 保幸
(コード番号：9735、東証プライム市場)
問合せ先 IR部長 余慶 徹
(TEL. 03-5775-8225)

当社及び当社の子会社の役職員に対する 譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年3月27日（以下「本処分期日」といいます。）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,065,500株
(3) 処分価額	1株につき5,403円
(4) 処分総額	5,756,896,500円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の執行役員その他の従業員 17,209名 864,900株 対象子会社（以下で定義します。）の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員その他の従業員 3,987名 200,600株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、「社業を通じて社会に貢献する」という企業理念のもと、中長期的な企業価値・株主価値の最大化に努めており、2023年5月には「セコムグループ ロードマップ2027」を策定し、さらなる「安全・安心」を提供し続けるために、当社及び当社の子会社（それぞれを以下「当社グループ会社」といいます。）の人財の確保・育成に継続的に投資することを掲げました。

これを踏まえて、当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の執行役員その他の従業員並びに当社の子会社の一部（以下「対象子会社」といいます。）の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員その他の従業員（以下「対象役職員」といいます。）を対象に、対象役職員の働きがいやエンゲージメントの向上に加え、経営参画意識の醸成を目的として、当社普通株式を譲渡制限付株式として付与する福利厚生制度（以下「本制度」といいます。）を実施することとしその実施のため、本自己株式処分を行うことについて決議いたしました。

【本制度の概要等】

対象役職員は、本制度に基づいて当該対象役職員の所属先である当社若しくは対象子会社又は当該対象役職員の出向先から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付することにより、当社の普通株式

の発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象役職員に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会において決定いたします。

また、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と当該普通株式の割当てを受ける予定の各対象役職員との間において、当該対象役職員に対して割り当てる当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）に関し、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約の概要については、後記3参照）。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象役職員合計21,196名のそれぞれが、その所属先である当社若しくは対象子会社又は当該対象役職員の出向先から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付することにより、譲渡制限付株式として、当社の普通株式を対象役職員1人当たり50株（対象役職員が当社の執行役員の場合にあつては、100株。対象役職員全員で合計1,065,500株（注））の処分を受けることとなります。

（注）2023年度に実施された同様の制度の下で、当該制度を導入していない当社の子会社に出向していたことその他これに準ずる事由を理由として譲渡制限付株式の交付を受けられなかった者については、本自己株式処分において、当該事由がなければ当該制度に基づいて交付を受けられていたはずの分に相当する数（2024年10月1日に効力を生じた株式分割に応じて適切に調整された数）の当社の普通株式も併せて処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

本割当契約の内容は、大要、以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

当該対象役職員は、本処分期日以降、本籍会社（当該対象役職員が本割当契約締結日時点において所属する当社又は対象子会社（当該対象役職員が当該時点において出向中の場合にあつては、出向元である当社又は対象子会社）をいう。以下同じ。）において次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する時点までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない（かかる制限を以下「譲渡制限」という。）。

- (i) 定年により、本籍会社における対象役職員（以下「本籍役職員」という。）のいずれの地位からも退任又は退職（以下「退職等」という。）をし、かつ、当該退職等の時点において本籍役職員としての勤続期間が10年以上であること。
- (ii) (i)の場合のほか、本籍役職員のいずれの地位からも退職等（死亡による退職等を含む。）をすること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - ① 当該対象役職員が当該退職等の後遅滞なく本籍役職員として再雇用される見込みである場合
 - ② 当該退職等が、当該対象役職員の自己都合によらずに、当該対象役職員が転籍等により他の当社グループ会社における対象役職員となることに伴うものである場合
- (iii) 本籍会社の取締役若しくは監査役に就任すること。

（2）当社による無償取得

- (a) 本譲渡制限期間の満了時点において(i)当該対象役職員の本籍役職員としての勤続期間が10年未満である場合、又は(ii)当該対象役職員が満50歳に達していない場合には、当社は、当該対象役職員が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、当社は、その裁量により、当該本割当株式の全部又は一部を無償取得しないことができる。
- (b) 当該対象役職員が本譲渡制限期間中に、当社グループ会社の事業と競業する業務に従事し、法令等又は本割当契約に重要な点において違反をし、その他の一定の事由に該当したと当社が合理的に認めた場合、その他本制度の趣旨に照らし、当該対象役職員の保有する本割当株式の全部を当社が無償で取得することが相当であると当社が合理的に認めた場合には、当社は、当該対象役職員に通知することにより、当該対象役職員が保有する本割当株式の全部を無償で取得する。

(3) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中、譲渡制限の履行を担保するため、当社が野村證券株式会社との間で締結した契約に基づき、当該対象役職員が野村證券株式会社に開設した専用口座において管理されるものとし、当該対象役職員は、かかる管理に対し、異議なく服することに同意する。

(4) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が、当社の株主総会（当該組織再編等について、法令上、当社の株主総会の決議による承認を要しない場合にあつては、当社の取締役会）の決議により承認された場合には、当該承認の日において当該対象役職員の保有する本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。ただし、かかる解除は、本譲渡制限期間が当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時より前に満了した場合には、適用しない。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づいて対象役職員が支給された金銭債権を現物出資財産として当社に給付することにより行われるものです。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年11月7日（本自己株式処分に係る取締役会決議の日の前営業日）における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である5,403円としております。これは、本自己株式処分に係る取締役会決議の日の直前における市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上